

市民意見募集手続の結果について

1 計画等の案の名称 第二次上田市空き家等対策計画(案)

2 募集期間 令和7年10月15日(水曜日)から令和7年11月14日(金曜日)まで

3 実施結果

(1)件 数 2件(2人)

(2)提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
0件(0人)	0件(0人)	2件(2人)	0件(0人)	2件(2人)

4 意見に対する市の考え方

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	計画の概要の 「空き家対策 の基本方針」 について	過去に分譲され、今後空き家 が増える可能性がある古い団 地のような場所への対策を充 実させてほしい。 市として、空き家対策のみな らず、若者や現役世代の人口 流出に対する対応をして、自 然豊かで利便な環境をもつと 活かすことで、住民も上田市 に移住を考えている人達にも より魅力的な市になり、且つ 空き家対策にもなると考え る。	将来的に空き家の発生が見込まれる団 地などについて、第3章「空き家対策の 基本方針(3)、(4)」に記載のとおり、空 き家・空き地の利活用に当たっては、地 域的な要因を考慮の上で具体的な施 策を検討してまいります。 空き家増加の背景の一つである人口減 少は、社会構造に起因する全国的な課 題であり、決定的な解決策を見出すこと は容易ではありませんが、市民や自治 会等と空き家がもたらす課題を幅広く認 識すること、また皆さまからのご意見を 賜ることで、「住みやすい、住み続けた い」魅力あるまちづくりを、移住担当課と 連携のうえで目指してまいります。

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
2	具体的施策について	<p>公衆衛生に大きな影響のある空き家問題には、最低限の範囲で公的な機関が対応すべきである、と考える。</p> <p>有害獣への対応、空き家にならない方策、空き家になった場合の適正な管理体制の構築も検討願いたい。</p>	<p>第3章「4 具体的施策について」の「基本方針(5)」に記載の「ハチ等危険生物の駆除」において、空き家を発生源とした、危険性が高く周辺への影響が大きい事態が生じた際に、市が対応できる仕組みづくりを検討して参ります。</p> <p>また、有害獣の発生源となる管理不全空き家の発生予防のため、「基本方針(1)、(2)」に記載の「空き家の発生の予防」、「空き家の適正管理の促進」中の施策を併せて実施します。</p> <p>今後は、空き家対策の指針となる空家等対策計画に沿って、問題のある空き家の発生に歯止めをかけるとともに、これまでも進めてきた官民連携をより一層緊密にし、具体的施策を推進してまいります。</p>